省　令

○経済産業省令第六十五号

特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百八十四条の二十第二項及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第二十条の規定に基づき、並びに特許法を実施するため、特許法施行規則及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月三十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

特許法施行規則及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（特許法施行規則の一部改正）

第一条　特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の二の二第一項中「特許協力条約」を「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「特許協力条約」という。）」に、「及び6(b)」を「又は5(d)」に改め、「について」の下に「、規則3.1(b)(i)から(iii)までのいずれかに該当すると認めるときは」を加え、「いずれかの」を削り、同条第六項中「第四項」を「第五項」に、「明細書、請求の範囲又は図面」を「欠落部分」に、「規則20.3(b)(i)、20.5(b)又は20.5(c)のいずれかの規定により認定された」を「特許協力条約第二条(xv)の受理官庁が認定した」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項の」を「第三項に規定する」に改め、「第一項の規定による国際特許出願のうち」を削り、「明細書、請求の範囲又は図面」を「欠落部分」に改め、「それらが」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「国際特許出願の出願人は」を「第一項の規定による通知があったときは、国際特許出願の出願人は」に、「前項の規定による」を「当該」に改め、「限り、」の下に「特許庁長官に」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　特許庁長官は、規則20.3(b)(i)、20.5(b)又は20.5(c)の規定による国際出願日の認定に際し必要があると認めるときは、出願人に対し、規則17.1(a)に規定する優先権書類の日本語による翻訳文（規則20.5(b)又は20.5(c)の規定による国際出願日の認定である場合にあつては、翻訳文及び規則20.5(a)に規定する明細書、請求の範囲又は図面の欠落している部分（以下この条において「欠落部分」という。）を記載した箇所の説明を記載した書面）の提出を求めることができる。

第三十八条の九中「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された」を削る。

第三十八条の十四第一項中「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された」及び「同条約に基づく」を削る。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「補完がされていないとき」の下に「（特許庁長官が第二十九条の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による国際出願日の認定をした場合を除く。）」を加える。

第二十九条の五（見出しを含む。）中「手続の補完」を「欠落部分の補充」に改め、同条第一項及び第二項中「認定」を「訂正」に改め、同条を第二十九条の十とする。

第二十九条の四第一項中「第二十九条の二第一項又は前条」を「第二十九条の六第一項の規定による欠落部分の補充を同項」に改め、「手続の補完を」を削り、「手続の補完に係る書面の到達の日を国際出願日として認定」を「当該欠落部分の補充に係る国際出願の国際出願日を規則20.5(b)若しくは20.5(d)の規定により認定し、又は規則20.5(c)の規定により訂正」に、「当該書面の到達の日が法第四条第三項の規定による国際出願日の前である」を「国際出願日として認定する日が法第四条第一項又は第三項の規定により認定された国際出願日と同じ日となる」に改め、同条第二項中「国際出願日の認定を」を「国際出願日を認定」に改め、「認定した日を」の下に「、同項の規定により国際出願日を訂正したときは、その訂正後における国際出願日を、それぞれ」を加え、同条に次の一項を加え、同条を第二十九条の九とする。

3　前二項の規定は、出願人が第二十九条の七の規定による欠落部分の補充を同条に規定する期間内にした場合に準用する。

第二十九条の三（見出しを含む。）中「手続の補完」を「欠落部分の補充」に改め、同条を第二十九条の七とし、同条の次に次の一条を加える。

（欠落部分を記載した箇所の記載等）

第二十九条の八　出願人は、規則20.5(a)(ii)の規定により欠落部分の補充をするとき（図面の全部を補充するときを除く。）は、優先権の主張の基礎となる出願において当該欠落部分が記載されている箇所の説明を様式第十二又は様式第十二の二に記載しなければならない。